令和８年4月10日「国民健康保険に関する全国説明会」資料より抜粋

前期高齢者交付金に係る国保事業費納付金算定システムの誤りについて

１．事案の概要

○　国民健康保険においては、毎年、都道府県が管内市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）を算定しており、その際、当該年度に交付される公費や前期高齢者交付金の額等を見込んだ上で算定が行われている。

○　今般、都道府県が納付金算定に使用しているシステム（厚生労働省の指示の下、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が開発したシステム。以下「納付金システム」という。）に誤りがあり、納付金システム上、前期高齢者交付金の見込みを誤った状態で令和８年度の納付金が算定されていることが分かった。

○　具体的には、令和５年法改正により、毎年度の給付費水準がばらつくことによる変動を縮小するため、前期高齢者交付金の算定に用いる調整対象給付費額について、「単年」の実績を用いる方法から「３か年平均」の実績を用いる算定方法に変更された。

○　前期高齢者交付金は、当該年度の給付見込みに基づき、概算で支払いを行い、２年後に実績に基づき精算を行う仕組みだが、納付金システム上で精算分の確定前期高齢者交付金の額を見込む部分において、令和５年法改正による算定方法の変更を反映するためのシステム改修が必要であることについて、厚生労働省保険局国民健康保険課（以下「国保課」という。）内あるいは国保課と国保中央会との間で組織的に共有されておらず、これにより、システム改修の漏れが発生したもの。

○　厚生労働省における制度改正に伴うシステム改修対応が十分でなかったことにより、都道府県・市町村の皆様、被保険者の皆様をはじめ関係者の皆様にご心配、ご負担をおかけしていることについて、深くお詫び申し上げる。

令和８年4月10日「国民健康保険に関する全国説明会」資料より抜粋

前期高齢者交付金に係る国保事業費納付金算定システムの誤りについて

２．影響と対応

○　この結果、納付金システム上、令和８年度の前期高齢者交付金を過大に見込み、納付金が過小に算定されていることから、実際に都道府県に交付される前期高齢者交付金に誤りはないものの、都道府県の財政状況によっては、令和８年度に資金不足が生じるおそれがある。

ただし、支出面の医療給付費の実際の額が、納付金算定時の見込みからどれだけ変動するか等によって、令和８年度において最終的に不足のおそれがどれだけ生じるか、また生じないかは変動し、都道府県ごとに影響は異なる。

○　これに対して、各都道府県において資金不足が生じないよう万全の対応を期すため、以下の対応を予定している。

①　都道府県に設置されている、財源不足が生じる場合に活用する財政安定化基金を取り崩して対応

※ 財政安定化基金（本体基金分）は、平成30年度の国保改革時に拠出された国費2,000億円を原資として設置されたもの。

②　一時的な資金不足が生じないよう国公費の前倒し交付

③　各都道府県における積立金等を含めた実際の財政状況等を踏まえ、各都道府県からの個別の相談に応じて追加的な対応策を検討

○　また、厚生労働省保険局及び国保中央会において、制度改正の内容やそれに伴うシステムの変更点等を組織として複層的に確認する体制を構築するとともに、保険局内において幹部職員を含めた職員間の日常的な情報共有を徹底し、再度このような事態が発生することのないよう対応を講じる。

今般の事案の概要イメージ

令和８年4月10日「国民健康保険に関する全国説明会」資料より抜粋

